

つけましたか？住宅用火災警報器 すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に発見することで初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減されます。大切な家族や財産を守るために、一日も早く設置しましょう。
問合せ 福生消防署 警防課 ☎ 552-0119

火災や盗難に注意しましょう お出掛け前や就寝前には、戸締りや火の始末に、十分注意してください。問合せ 地域課 ☎ 557-7610



税

町税等の納め忘れは
ありますか？

納期を過ぎた町・都民税、
固定資産税・都市計画税、軽
自動車税、国民健康保険税、
介護保険料、後期高齢者医療
保険料をまだ納めていない方
は、至急納めてください。
※毎週木曜日は午後8時まで
窓口を延長していますので、
ご利用ください。

問合せ 税務課 ☎ 557-7529

今月の納期

- 町・都民税…第4期
 - 国民健康保険税…第7期
 - 介護保険料…第7期
 - 後期高齢者医療保険料…第7期
- 納期は1月31日(木)です。

問合せ 税務課 ☎ 557-7529

年金

国民年金保険料
収納業務の民間委託

日本年金機構では、国民年
金保険料が納め忘れとなつて
いる方に対する「電話や文書、
戸別訪問による納付奨励や保
険料の収納業務」について、
民間委託を実施しています。

これは、「競争の導入による

公共サービスの改革に関する

法律」に基づいて、従来官公
庁が行つてきた事業に民間業
者が参入することにより、創
意工夫やノウハウの活用によ
り、低コストでより良いサ
ービスの提供を目指す「市場化
テスト事業」として導入され

たものです。また、当地域に
おける市場化テスト事業者
は、次のとおりです。

(株)オリエントコーポレーション
☎ 0120-217-736

※市場化テスト業者には、個人情報保護の管
理を徹底していますので、皆さまのご理解と
ご協力をお願いします。詳しくはお問い合わせ
ください。

※民間委託についての詳
細は、日本年金機構
ホームページで確認で
きます。

問合せ 青梅年金事務所
☎ 0428(30)3410

ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

お知らせ

私道の舗装工事等に
補助金を交付します

対象 次の条件をすべて満
たす私道

- ①幅員が4m以上
- ②起点と終点が公道に接し、
延長が10m以上
- ③利用戸数が5戸以上で公共交通
性が高く、一般の交通に利
用されているなど

対象工事と補助の額

- ▼砂利敷工事：原材料を支給
- ▼舗装工事・排水工事：補助
基準額の10分の8以内

問合せ 建設課 ☎ 557-7641

募集期間 1月7日(月)
31日(木)

みずほブランドの
募集

前年度に引き続き、町内で
生産された優れた加工品（食
品等）や農産物をみずほブラン
ドとして認定します。
魅力ある商品をみずほブラン
ドとして認定し、認知度・
知名度の向上を図り、町内の
農産業の振興、町の活性化や
イメージアップにつなげてい
きますので、ぜひご応募くだ
さい。

問合せ 建設課 ☎ 557-7641

道路への水まきは
やめましょう

寒さが厳しくなりました。
洗車などで道路に水を流した
りしていませんか。日中の暖
かさに比べ、日没後から翌朝
の冷え込みは厳しく、特に朝
晩の水まきは路面が凍結して
滑りやすくなり、交通事故の
発生にもつながります。
協力をお願いします。

問合せ 建設課 ☎ 557-7641

道路への水まきは
やめましょう

職業訓練生 (4月入校) 募集

都立多摩職業能力開発セン
ター、八王子校、府中校では、
4月入校生を募集します。
募集期間 1月7日(月)
2月6日(水)

【募集科目】

▼計測制御システム科、精密
加工科、機械組立技術科な
ど15科目

問合せ 都立多摩職業能力開
発センター(昭島市)
☎ 500-8700

消費者講座 生活設計と生命保険

生き方がさまざまに変化し
てきている今の時代に必要な
生活設計や老後生活費の考え方、
経済的なリスクへの備え
方(生活保障)について学ん
でみませんか。

内 容

- ▼生活設計を立てるポイント
- ▼生活保障と生命保険の役割

となる工事の受け付け期間
が、「1月31日(木)までの申請」
から、「3月25日(月)までに工
事完了報告書の提出ができる
まで」に変更になります。

個人住宅の改修工事等を町
会場 町民会館第2会議室

住宅改修等補助制度の対象
度の受け付け期間が
変更になります

問合せ

暮らしの情報

▼消費生活相談窓口を
ご存知ですか

暮らしの情報

▼相談例

訪問販売や電話勧誘による
トラブル、アダルトサイトの
架空請求、ネット取引など

暮らしの情報

▼相談は無料です。おかしい
なと思うことがあれば、一人
で悩まず気軽にご相談くださ
い。

暮らしの情報

▼問合せ

瑞穂町消費生活相談窓口

☎ 557-7633

※毎週火・金曜日 午前9時
午後4時(正午) 午後1時ま
で除きます)。

暮らしの情報

▼暮らしの情報

▼暮らしの情報